

会 議 録			
第 3 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 2 8 年 1 1 月 1 日（火）午後 1 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 3 階 全員協議会室	
開催時刻	午後 1 時 3 0 分	閉会時刻	午後 2 時 4 0 分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部 部長 東内 京一	
金子 正義		長寿あんしん課長 斎藤 幸子	
津川 知子		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
田中 公美		長寿あんしん課介護福祉担当	
千葉 洋平		統括主査 堀江 和美	
臺信 澄子		主 査 前地 伸浩	
佐藤 松子		主 事 青木 順子	
平内 紀子		主 事 小林 翔	
大西 康之		主 事 初見 光紘	
金子 好亘		福祉政策課	
富岡 武光		主 任 麻生 浩司	
木暮 晃治			
松根 洋右			
荻野 比登美			
亀田 勝枝			
欠 席 委 員			
なし			
備	傍聴者 0 名		
考			
会議録作成者氏名		小林 翔	

会 議 内 容

平川課長補佐

ただいまから、平成 28 年度第 3 回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日は、お忙しい中、委員の皆様につきましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前配布資料

- ①資料 No.1-1 平成 28 年度介護保険特別会計 12 月補正予算要旨
- ②資料 No.1-2 平成 28 年度和光市介護保険特別会計補正予算(第 2 号) (案)
- ③資料 No.1-3 平成 28 年度介護保険特別会計 12 月補正予算 財源充当
- ④資料 No.1-4 平成 28 年度 12 月補正後 国庫負担金等積算根拠
- ⑤資料 No.1-5 平成 28 年度介護保険特別会計 歳入予算

当日配布資料

- ⑥会議次第
- ⑦資料 No.2 和光市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) について (介護保険認定審査会等の委員の任期の見直しについて)
- ⑧資料 No.3 グランドデザイン中央エリアにおける「介護予防拠点」の整備運営事業者の決定について
- ⑨資料 No.4 グランドデザイン南エリアにおける「介護予防拠点」整備の進捗状況について

平川課長補佐

資料に不足がある方は挙手をお願いします。 → なし。

それでは、開会にあたりまして、東内保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

東内保健福祉部長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、当運営協議会にご参集いただきまして、心から御礼申し上げます。本日も委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

初めに、介護保険制度の動向として、現在見直しが行われている中では、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保、保険者の介護保険業務の簡素化、被保険者の範囲の見直しといったところが、大きな議論のテーマとなっております。

	地域包括ケアシステムの深化・推進の面では、自立支援・介護予防に向けた保険者機能の強化といったところが、和光市が国のモデルになっているような状況です。 また、医療介護の連携推進では、慢性期の医療介護ニーズへの多様なサービスのあり方というところで、地位包括ケア病棟など色々な議論が進められる中、ベッドの再編等が行われる状況になっております。 そして介護人材の確保といったところでは、生産性の向上や業務の効率化に向けた取組み等が議論されています。 市民の皆様に関係するところだと、給付の見直しがあり、要支援１・２のデイサービスとホームヘルプが、保険給付から地域支援事業になりました。和光市は地域支援事業が充実しているので、あまり影響は無かったのですが、今度は要介護１・２のホームヘルプのうち、生活援助が保険給付ではなくなるといったことや、住宅改修・福祉用具貸与についても保険給付から外し自費にするといった議論がされておりますので、そういった点を踏まえて各種委員会の議論や国会の法案改正等を注視していきたいと思っております。 昨日、和光市表彰がございましたが自治功勞として、当運営協議会から木暮委員が今回受賞されております。おめでとうございます。 介護認定審査委員の方では、山口先生が同じく自治功勞として受賞されておりますので、ご報告させていただきます。 それでは、本日もよろしくお願いいたします。
平川課長補佐	運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、東内保健福祉部長が代理で行います。
東内部長	(「諮問書」を読み上げ会長に渡す)
平川課長補佐	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、平成２８年度第３回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
平川課長補佐	本日の出席委員は、委員１５名中で１５名です。

菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。 なお、本日の会議は、市民参加条例に基づき公開とし、傍聴席を設けておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいますか。 → なし。 続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、松根委員、荻野委員、議事録の署名をお願いします。
菅野会長	それでは、市長からの諮問に基づき議事に入ります。 諮問事項1「平成28年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、事務局から説明をお願いします。
青木主事	（諮問事項1の説明） 資料No.1-1と1-2を用いて説明させていただきます。 はじめに、「歳出」からご説明いたします。 今回、保険給付費については、居宅サービス費を増額補正し、地域密着型サービスと施設介護サービス費を減額補正する内容になっております。 増額補正となる項目の内訳ですが、《介護等サービス諸費》のうち、居宅介護等サービス費が17,756,000円、居宅介護等サービス計画給付費が10,818,000円、住宅改修費が1,800,000円の増額となっております。《介護予防サービス等諸費》においては、介護予防サービス費が1,663,000円、介護予防サービス計画給付費が537,000円の増額となっております。増額補正額の合計は32,574,000円です。 続いて、減額補正となる部分ですが、地域密着型介護サービス費が20,000,000円、施設介護サービス費が12,574,000円の減額となっております。減額補正額の合計は32,574,000円であり、増額分と減額分の金額が同額であることから、保険給付費全体としては±0円となります。 続いて、市町村特別給付費についてご説明いたします。 居宅サービス費が伸びていることに伴い、食の自立・栄養改善サービス費を3,000,000円増額し、地域送迎サービスを3,000,000円減額しております。 こちらも、増額分と減額分が同額であることから、市町村特別給付費内では±0円となっております。 次に、地域支援事業費についてご説明いたします。

	新規で介護予防拠点の整備をするにあたり、委託料として介護予防・生活支援サービス事業費を 3,384,000 円増額補正しております。介護予防拠点の内容については、諮問事項 3 にてご説明いたします。続いて、保健福祉事業費についてご説明いたします。 総合事業利用者が増加傾向にあるため、介護予防強化サービス費を 1,203,000 円増額補正いたしました。 介護保険特別会計の歳出全体では、「地域支援事業費」と「保健福祉事業費」の合計である 4,587,000 円が増額補正となります。 次に「歳入」についてご説明いたします。 歳入については、歳出の補正科目に応じて、各交付金・負担金等の歳入額の変更及び介護給付費準備基金の取崩しを行うこととなります。 保険給付費および市町村特別給付費については、歳出の補正額は合計±0 円であることから、歳入の補正額も合計±0 円となりました。 介護保険特別会計の歳入全体としては、「地域支援事業」および「保健福祉事業」にかかる 4,587,000 円が増額補正となります。 以上で、説明を終わります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
臺信委員	居宅サービスが伸びているとのことですが、どのサービスが伸びているのですか。
青木主事	平成 28 年 8 月末現在のデータになりますが、増加しているサービスについては、介護給付では《訪問介護》、《訪問看護》、《居宅療養管理指導》などの訪問系のサービスと《通所介護》、《通所リハビリ》の利用が伸びております。 予防給付については、《介護予防訪問看護》が伸びております。
東内部長	補足ですが、今回の補正は居宅介護が計画値よりも増大し、特別養護老人ホームなどの施設介護が計画値よりも低減している状況から生じています。和光市は、朝霞地区医師会との在宅医療介護連携が出来ており、在宅介護サービスが充実してきていることに加えて、配食サービスもそれに連動して伸びている状況にあります。これは地域包括ケアの推進表れとして捉えることができます。

菅野会長	他にご質問等ございませんか。
大西委員	介護サポーターとして取り組んでいる中で、高齢者の方々に健康で長生きしてもらうためには、外に出ることが大切だと思っています。家に居て、食事はもらっていても寝たきりで、身体の状態が良くなっていないという方も散見しています。送迎サービスを減らして、配食を増やすということで良いのでしょうか。
東内部長	今回の減額補正は、決して送迎サービスを減らしたり、送迎サービスを使いたい方が使いづらくなるといったことに繋がるものでは一切ありません。 送迎サービスを使いたい方の数を上回る予算を取ってしまったので減額をしており、その上回った分の金額を、過少な見積もりになってしまった配食サービスに回して増額したという状況です。 地域送迎サービスを市町村特別給付として保険給付で実施しているところは、全国で和光市だけであり、要介護2以上の方には地域送迎サービスをきちんと提供しております。また介護予防の体操教室などに通っている方についても、教室を運営する事業者への委託料の中に送迎に係る費用を含めるかたちで、無料で利用できるようにしたり、送迎がない事業者を利用している際には、1割負担で送迎サービスを使えるようになっていきます。今後も地域包括ケアの中でしっかりと行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
菅野会長	通院・通所のための送迎サービスは非常に大切だと思います。 その他はよろしいでしょうか。
大西委員	資料 No. 1-5 を見ると、平成 27 年度決算額と平成 28 年度予算を比較すると増額になっていますが、増額の要因は、高齢者が増えたからなのか、それとも和光市のサービスのグレードが上がったからなのか。
堀江統括主査	高齢者の伸びを勘案して予算を立てており、増額となっています。 また、在宅サービスが充実し、居宅サービスの利用が伸びているということも要因の一つになっております。

菅野会長	他に質問がないようでしたら、採決を行いたいと思います。 諮問事項 1 「平成 28 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。
委員全員	（異議なし）
菅野会長	異議がないので、承認とします。 それでは次に進みます。 諮問事項 2 「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について」を、事務局から説明をお願いします。
堀江統括主査	（諮問事項 2 の説明） 諮問事項 2 についてご説明いたします。 資料については、本日お配りしました、資料No.2 をご覧下さい。 今回の和光市介護保険条例の改正は、介護認定審査会委員の任期に関するものです。今まで、介護認定審査会の委員は介護保険法施行令により、2 年と定められていましたが、今般、その介護保険法施行令が改正され、市町村が条例で定めることで、介護認定審査会委員の任期を 2 年を超えて 3 年以下の期間で定めることができることになりました。 資料 2 の 1 ページ目の上段からご説明しますと、この介護保険法施行令の改正の背景ですが、平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定した「平成 26 年の地方からの提案に関する対応方針」に記載された介護認定審査会等の委員の任期についての措置を講じたものです。地方自治体から介護認定審査会委員の任期を延ばして欲しいという要望に対し、政府が対応したという経緯がございます。 介護認定審査会委員は、専門的な知識を有する方で構成されており、2 年の任期ですが、再任も多くなされているという地域の実情から、2 年ではなく、3 年にしてはという要望がなされました。 具体的な介護保険法改正の内容については、2 ページ目の施行令の第 6 条第 1 項が「介護認定審査会委員の任期について、委員の任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間とする」と追加されました。 それでは、和光市介護保険条例の改正ですが、1 ページ目の下の方をご覧下さい。今回の施行令の改正を受け、和光市介護保険条例の第 2 条の 2 として「介護保険施行例、第 6 条第 1 項の規定により、条例

	で定める和光市介護認定審査会委員の任期は、3年とする。」と条文を追加し、12月の定例市議会に条例改正の議案を上程したいと考えております。なお、資料2の3ページ目については、提出議案の資料となっておりますので、後ほどご参照いただければと思います。以上で説明を終わります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
菅野会長	2年の任期で再任すれば良い話だと思うのですが、3年の任期に条例を変える理由は何かあるのでしょうか。
堀江統括主査	保険者の事務手続きの簡素化を図るということを含め、3年の任期に変更できるようになっています。もちろん、再任を妨げないということになっております。
平内委員	現在の介護認定審査会は何名で構成されているのですか。
堀江統括主査	現在の和光市介護認定審査会委員の人数は医療職12名、保健職2名、福祉職6名の合計20名となっております。2合議体を4チームに分けて5人で審査をするというかたちになっております。
菅野会長	他に質問がないようでしたら、採決を行いたいと思います。 諮問事項2「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について」を、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。
委員全員	(異議なし)
菅野会長	それでは次に進みます。 諮問事項3「介護予防拠点の整備について」を、事務局から説明をお願いします。なお、諮問事項3につきましては、地域密着型サービス運営部会としての諮問事項となります。
初見主事	(諮問事項3の説明) 諮問事項3、第6期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリアにおける「介護予防拠点」の整備運営事業者の決定について、説明さ

せていただきます。

まずはお手元の資料№3 をご覧ください。

今回、第6期和光市介護保険事業計画グランドデザイン中央エリア（丸山台周辺）において定める介護予防拠点の整備運営事業者の候補者を選定したので、当該事業者を整備運営事業者に決定することについて答申を求めるものでございます。

資料を上から順に説明させていただきます。

1 番の整備事業者に関しましては、住所が新潟県新潟市江南区下早通柳田2丁目2番17号、会社名が、株式会社東日本福祉経営サービス、代表取締役が五十嵐豊氏となっております。

2 番の事業所開設予定地及び家屋に関しましては、所在地が和光市丸山台2丁目11番21号となっております。建物の概要としましては、ウェルシア丸山台店2階となっており、面積が約200平米で、エレベーターがついております。裏面に、整備予定地の地図と、開設場所の平面図がございます。

3 番の実施予定事業に関しましては、(1) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のうち通所型サービスC（短期予防通所介護）、(2) 一般介護予防事業となっており、両事業とも既存のフィットネス器具を利用して実施いたします。

4 番の事業開始予定時期としましては、平成28年12月開所予定としております。

5 番の整備運営事業者の選定の経緯等に関しましては、第6期和光市介護保険事業計画に基づく中央エリア介護予防拠点について、市内で地域支援事業を実施している事業者に対し、事業実施の意向を調査いたしました。その結果、株式会社東日本福祉経営サービスから事業実施の意向が示されたため、事業者の選定方法を随意選定とし、事業者の選考審査を実施いたしました。選定にあたっては、株式会社東日本福祉経営サービスは、中央エリアの丸山台において、サービス付き高齢者向け住宅、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問看護事業所等を展開しており、これらの事業運営状況及び財務運営状況に問題等はなく、既存事業所の敷地内に事業拠点を確保することができるという優位性があることから、本事業の運営事業者にふさわしいと認められるため、運営事業者として選定いたしました。

以上です。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

田中委員	この介護予防拠点はどうような運営形態になるのですか。
堀江統括主査	現在、和光市には「まちかど健康相談室」と「まちかど健康広場」という介護予防拠点がありますが、この拠点は運動をメインに介護予防をしていく「まちかど健康広場」として運営していく予定となっています。職員２～３名を配置し、専門的なスタッフによる運動系の事業を実施する通所型サービスＣを週１回程度実施するほか、その他の日は一般介護予防事業として、誰でも参加できる運動プログラムを実施するといった運営形態を考えております。
菅野会長	専門スタッフとはどのようなスタッフですか。常勤ですか。
堀江統括主査	現在のところ、理学療法士を配置する予定です。専門スタッフが来る曜日を決めて運営する予定です。
菅野会長	高齢者の筋トレは大切ですが、医療との連携を図り、しっかりとしたプログラムで運営されるようにしてもらいたいと思います。 その他質問が無いようでしたら採決を行います。 諮問事項３「介護予防拠点の整備について」を、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。
委員全員	(異議なし)
菅野会長	その他、事務局から何かありましたらお願いします。
初見主事	その他事項として、資料No.４をご覧ください。 グランドデザイン南エリアにおける介護予防拠点の整備の進捗状況についてご報告させていただきます。 介護予防拠点の整備については、今回諮問させていただきました中央エリアと同様、南エリアの整備について、５月開催の運営協議会においてグランドデザインへの追加を承認いただいたところです。 しかしながら、南エリアは空き店舗などの介護予防事業を実施するために適当な物件を確保することが非常に困難な地域であるため、事業者の進出が難しくなっております。 この拠点整備を進めるため、市内で介護予防事業等を展開する事業者に事業実施の意向調査を行いました。物件の確保が困難であるこ

とを理由に、多くの事業者が事業実施に対しては消極的でした。
このような状況の中、市内で介護予防事業を実施している事業者から、事業の実施を前向きに検討する旨の意思表示が得られました。
この事業者も南エリア内で賃貸物件の調査を行いました、適当な物件を確保することができませんでした。
そこで、整備手法を既存物件の借り上げではなく、土地所有者（オーナー）が建物を建築し、事業者が拠点の整備に係る補助金を活用して内装工事等を行い、オーナーに建物の賃料を支払うということで拠点を整備するよう、手法の転換を図りました。
今般、南エリア内に所有する資産の活用を検討しているオーナーが見つかり、現在、事業者とオーナーの間で条件交渉が進められているところです。
具体的には、事業者が事業を行うために必要な面積や設備の要望をオーナー側に伝え、オーナーは建築条件や建築費から家賃や賃貸事業の損益分岐点を試算しているという状況ですが、今年度中に拠点を整備して事業を開始する場合、遅くとも11月中に着工する必要がありますので、近日中に交渉の結果が判明するものと思われます。
事業者とオーナーの合意に至った場合、速やかに整備・運営事業者としての選定手続を行い、運営協議会（地域密着型サービス運営部会）に対して事業者の決定について諮問させていただくことになります。この場合の事業者選定手続きは、公募によらず随意選定として行います。
一方、両者の合意に至らず、事業者が拠点を整備することができないときは、南から中央、あるいは北へといった整備エリアの変更、もしくは整備年度の繰り延べ等を検討した上で、運営協議会（地域密着型サービス運営部会）においてお諮りすることになります。
以上です。

小林主事

続けて、資料No.4の2ページ目をご覧ください。
グランドデザインに係る一般会計における12月補正予算について報告いたします。
グランドデザインに係る基盤整備事業については国、県の補助金を市の一般会計を通して整備事業者に交付しております。今回、当初予算で想定していた補助金額から変更となっている部分について減額補正を行う予定です。
補正内容は、まず、グランドデザイン北エリアにおける看護小規模多機能型居宅介護併設認知症高齢者グループホーム整備に係る

	開設準備経費（設備整備など事業の立ち上げに必要な経費）についてです。 こちらの施設は株式会社関東サンガ・一般社団法人ＹＹ企画共同事業体が下新倉４丁目１７番に整備しており、平成２８年３月末に完成予定となっております。 本事業における看護小規模多機能型居宅介護施設の宿泊サービスが７床で確定しており、当初予算作成時に積算した９床分の補助額と実際に補助する額との間で差額が生じております。 そこで本補正にて５,５８９,０００円の予算を実際に補助する４,３４７,０００円に変更し、差額である１,２４２,０００円を減額補正します。 次に、グランドデザイン南エリアで整備中である２箇所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業についてです。 こちらは、アについては株式会社エースが白子１丁目９番１号に整備しているものであり、イについては長谷川介護サービスが白子１丁目２９番に整備しているサービス付き高齢者向け住宅に併設されるものとなっています。 両事業とも既存の物件を事務所として利用することとなり、施設改修の必要がなくなったため、当初予算で計上していた施設整備用の補助金５,６７０,０００円を２箇所分、合計１１,３４０,０００円の減額補正いたします。 補足となりますが、定期巡回サービス開設に伴う県の補助金には今回減額する施設整備（ハード）補助とは別に開設準備にかかるソフト面の補助金があります。こちらについては両拠点とも１０,３００,０００円を計上しており、予算書通り事業者に交付する予定となっております。 全てを合算しまして、一般会計におけるグランドデザインに係る部分の補正としては１２,５８２,０００円を減額する補正予算となっております。 以上です。
菅野会長	説明があったこれらの施設でも送迎サービスは利用できるのでしょうか。
堀江統括主査	このような拠点に通うために、地域支援事業で送迎サービスが利用できるように整備していきたいと思っております。
菅野会長	予算的にも送迎は非常に大変だと思うので、効率よく利用者の送迎

菅野会長

ができるよう整備してもらいたいと思います。

それでは、これで平成２８年度第３回和光市介護保険運営協議会を
閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

印

印